

10

事故報告書／ 事故速報／事故の記録

(1) 事故報告書の提出

貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車が、次ページの各種の重大事故があったときは30日以内に、事故の種類、原因その他必要な事項を自動車事故報告書に記載して3通を運輸監理部長又は運輸支局長を経由して国土交通大臣に届け出なければなりません。

(2) 速 報

2人以上の死者又は5人以上の重傷者が生じたとき、10人以上の負傷者が生じたとき、自動車が転覆、転落、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突、接触したことにより危険物、火薬類等が全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたとき、酒気帯び運転を伴う事故を起こしたときなど法令で定められた事故のほか、国土交通大臣の指示があったとき（例：事故の規模が大きいと判断される場合や事故発生による社会的影響が大きいと判断される場合）は、24時間以内においてできる限り速やかに電話等によりその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければなりません。

この場合、速報を受ける支局の記録様式に則して必要な事項を必ず報告して下さい。（記録様式は102頁の「自動車事故速報」を参照。）

(3) 事故の記録

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとに、道路交通法第67条第2項に規定する交通事故（人の死傷若しくは物の損壊）又は自動車事故報告規則第2条に規定する事故（次ページの事故）があった場合には、次に掲げる事項を記録し、3年間保存しなければなりません。

- ① 乗務員の氏名
- ② 事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
- ③ 事故の発生日時
- ④ 事故の発生場所
- ⑤ 事故の当事者（乗務員を除く。）の氏名
- ⑥ 事故の概要（損害の程度を含む。）
- ⑦ 事故の原因
- ⑧ 再発防止対策

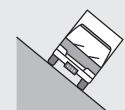


- 貨物自動車運送事業法第24条(事故の報告)
- 道路運送車両法第41条(自動車の装置)
- 自動車事故報告規則第3条(報告書の提出)、第4条(速報)
- 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2(事故の記録)

自動車事故報告書の提出が義務づけられている事故の種類

1-(1)転覆事故

自動車が道路上において35度以上傾斜したとき



1-(2)転落事故

自動車が道路外に転落した場合で、その落差が0.5m以上のとき



1-(3)火災事故

自動車又は積載物が火災を起こしたとき



1-(4)接触事故

鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの



2 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの



3 死傷事故

死者又は重傷者を生じたもの
(14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの、あるいは14日以上病院に入院することを要する傷害等)



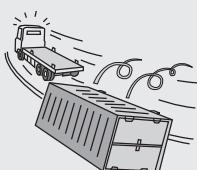
5 積載された後に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

- 消防法第2条第7項に規定する危険物(塩素酸塩類、過塩素酸塩類、無機過酸化物亜塩素酸塩類等)
- 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類
- 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス(常用の温度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス、又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス(圧縮アセチレンガスを除く)等)
- 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物
- シアノ化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物
- 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物



6 自動車に積載されたコンテナが落下したもの



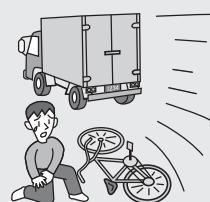
7 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの



8 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの



9 救護義務違反があつたもの



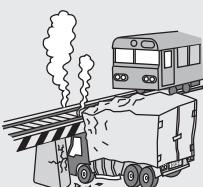
10 車両故障に起因して運行できなくなったもの (自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により自動車の運行ができなくなったもの)



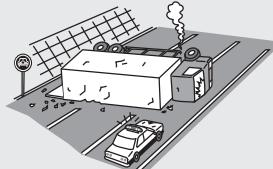
11 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)



12 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの



13 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの



14 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの